17　改正法附則第五条第四項において準用する四年新法第五十三条第三項の規定の適用がある場合における四年新法第五十三条第三十項及び附則第八条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる四年新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十三条第三十項	並びに第三項	並びに第三項（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）
附則第八条の二	第五十三条第三項	第五十三条第三項（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第四項において準用する場合を含む。）

18　改正法附則第五条第四項において準用する四年新法第五十三条第三項は、新令第八条の十三（新令附則第五条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。第二十四項において同じ。）に規定する金額とする。

19　新令第八条の十五の規定は、改正法附則第五条第四項において準用する四年新法第五十三条第五項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、総務省令で定める。

20　新令第八条の十六の規定は、改正法附則第五条第四項において準用する四年新法第五十三条第五項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この項において同じ。）開始の日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日が同条第五項に規定する被合併法人等（以下この項において「被合併法人等」という。）の同条第五項に規定する前十年内事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属調整額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合及び同条第五項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、総務省令で定める。

21　平成二十七年旧法第五十三条第五項に規定する法人税額について四年新措置法第四十二条の十四第一項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を平成二十七年旧法第五十三条第五項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用し、当該金額を平成二十八年旧令第八条の十三第一項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用する。

22　改正法附則第五条第五項の規定により四年新法第五十三条第三項、第五項及び第六項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項	開始した事業年度	生じた通算適用前欠損金額（同法第五十七条第一項の欠損金額（同法第五十八条第一項の規定によりないものとされたものを除く。）で、同法第五十七条第六項又は第八項の規定によりないものとされたものをいう。次項から第六項までにおいて同じ。）がある場合の控除対象通算適用前欠損調整額
	開始した連結事業年度	控除対象個別帰属税額（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この項及び第五項において「なお効力を有する旧法」という。）第五十三条第九項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この条において同じ。）が生じた場合における控除対象個別帰属税額
	開始した事業年度	前事業年度
	開始した連結事業年度	この項又はなお効力を有する旧法第五十三条第九項の規定により前事業年度又は前連結事業年度
	開始した事業年度	すべき法人税額
	開始した連結事業年度	すべき法人税額又は個別帰属法人税額（なお効力を有する旧法第二十三条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいう。第五項において同じ。）
	前十年内事業年度」	前十年内連結事業年度」
第五項	開始した事業年度	開始した連結事業年度
	前十年内事業年度」	前十年内連結事業年度」
	において生じた通算適用前欠損金額に係る	において
	前項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額	控除対象個別帰属税額
	当該控除対象通算適用前欠損調整額	当該控除対象個別帰属税額
	に係る通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の通算事業年度について同法第五十七条第六項又は第八項の規定の適用があることを証する書類を添付した	の生じた前十年内連結事業年度について
	（同法	（法人税法
	ものに限る。）	ものに限る。）又はなお効力を有する旧法第五十三条第一項の規定により提出すべき申告書（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の法人税法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）若しくは第五十三条第四項の規定により提出すべき申告書